

門真市第9期高齢者保健福祉計画・

介護保険事業計画

<概要版>



令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6(2024)年3月

門真市

## 計画の策定にあたって (P1~8)

### 計画の目的 (P1)

本計画は、本市における高齢者を取り巻く現状と課題を踏まえ、継続的に超高齢社会に対応した高齢者保健福祉施策の推進および介護保険事業の運営をおこなうため、第8期計画を見直し策定するものです。

### 計画の法的位置づけ (P2)

本計画は老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」の2つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき一体的に策定するものです。

### 計画の期間 (P2)

本計画は令和6(2024)年度が第9期の始期の年度となり、3か年の計画となります。計画策定に向けた基礎調査として令和4(2022)年度にアンケート調査等を実施し、令和5(2023)年度(令和6(2024)年3月)に本計画を策定します。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
現在の計画	門真市第8期高齢者保健福祉計画					
	第8期くすのき広域連合 介護保険事業計画					
次期の計画		調査等実施	計画策定	門真市第9期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		

### 計画策定に際して実施したアンケート調査 (P4、21)

調査名	①介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	②在宅介護実態調査	③居宅介護支援事業者等 アンケート調査
対象者	門真市内にお住まいの65歳以上の方(要介護1~5の方を除く)から無作為抽出	門真市内にお住まいの要支援・要介護認定を受けている在宅の方から無作為抽出	門真市内の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター
実施期間	令和5(2023)年 2月1日~2月24日		令和5(2023)年 5月19日~6月5日
回収状況	配布数:1,996件 有効回収数:1,447件 有効回答率:72.5%	配布数:1,981件 有効回収数:1,243件 有効回答率:62.7%	配布数:69件 有効回収数:44件 有効回答率:63.8%

## 計画の策定体制（P4、5）

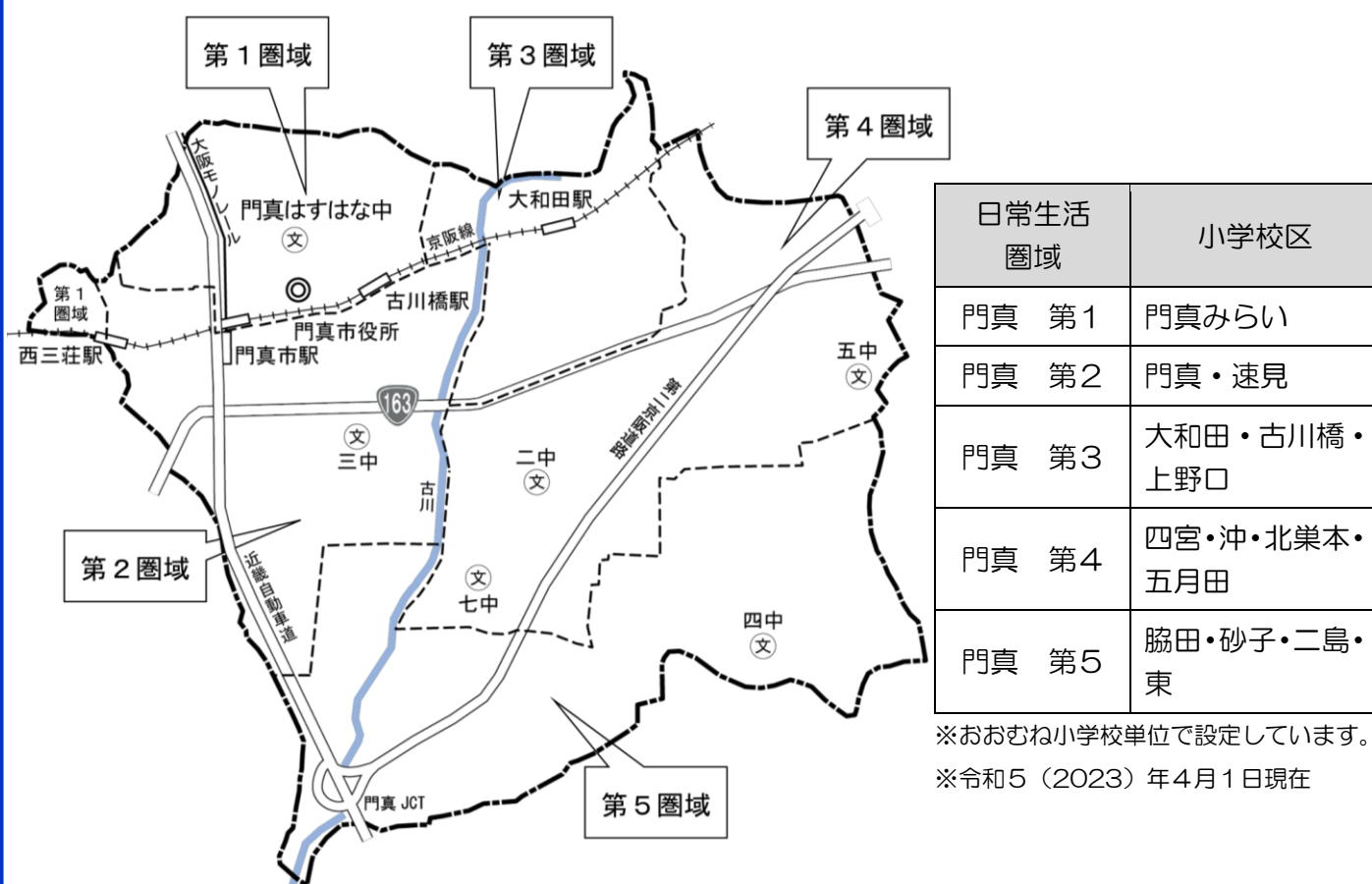
「高齢者保健福祉計画」は、高齢者福祉事業に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険サービスの確保と提供、整備等に関する介護保険事業について、そのサービス見込量等を定める計画となっています。

そのため、関係者の意見を広く反映させるため、学識経験者、医療団体・福祉団体・市民団体を代表する者、市民の代表、関係行政機関の職員で構成する「門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会」と、門真市の関係課長で構成する「門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定推進委員会」を設置し、本計画策定のために協議・検討を行いました。

また、本計画に広く市民の意見を反映するため、本計画（素案）に対する意見募集のためのパブリックコメントを令和6（2024）年1月に実施しました。

## 日常生活圏域の設定（P8）

本市の日常生活圏域については、これまで5圏域に設定し、各種施策を展開してきました。地域共生社会の実現につながる包括的支援体制の整備に向けて、地域の住民が支え合いながら自分らしく活躍できる地域づくりについて、各地域の実情に即した事業展開を行います。

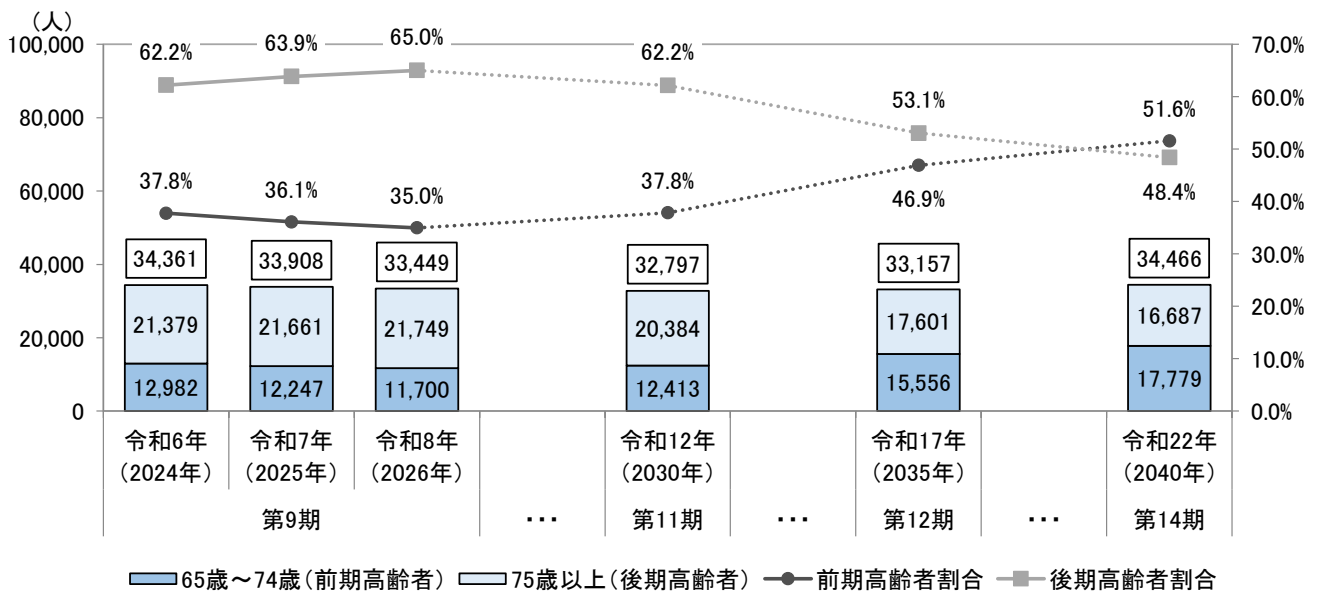


高齢者数、認定者数の推計 (P9~17)

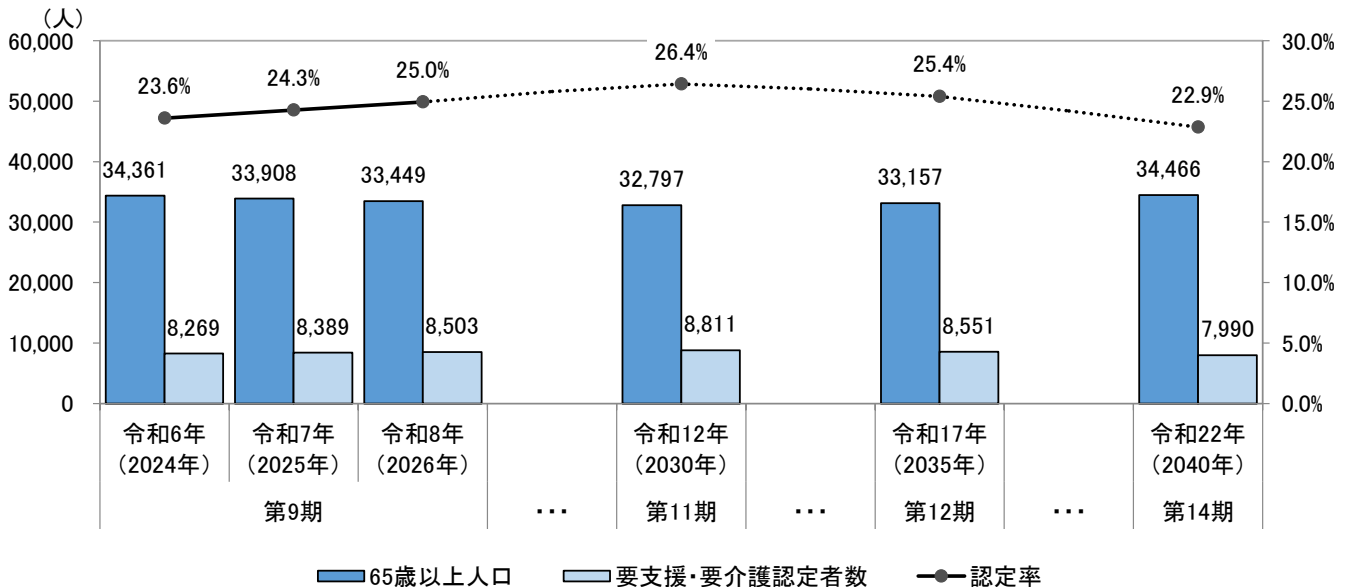
高齢者数は令和12(2030)年まで減少する傾向ですが、要支援・要介護認定率の高くなる75歳以上(後期高齢者)の割合は第9期計画期間においては増加傾向となっています。

また、要支援・要介護認定者数は増加していく見込みとなっており、団塊の世代のすべての方が75歳以上となる令和7(2025)年では8,389人となり、その後も要支援・要介護認定者数は令和12(2030)年まで増加し続ける見込みです。

高齢者数の推計



要支援・要介護認定者数の推計



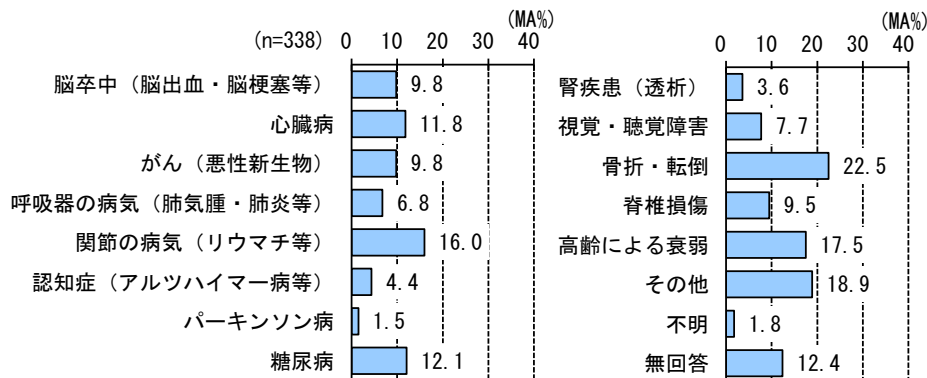
※資料：各年9月末日時点の推計値

※本指標の「認定率」は、65歳以上の認定者数を65歳以上人口で除した数

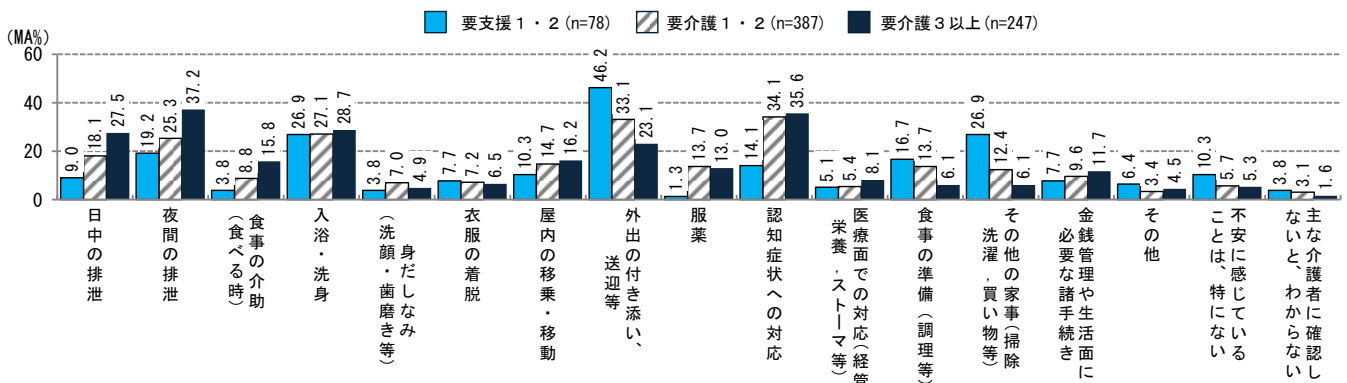
## アンケート調査結果の抜粋（P21～28）

- ◆介護・介助が必要になった主な原因として、「骨折・転倒」が最も多くなっている。  
（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）
- ◆要介護度によって介護者が不安に感じる介護の内容は異なり、より重度の認定者においては「認知症状への対応」「日中または夜間の排泄」の割合が多くなっている。（在宅介護実態調査）

### 介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）



### 介護者不安に感じる介護（3つまで回答）



## 門真市の高齢者を取り巻く現状（P1～28のまとめ）

- ◆令和5（2023）年現在、高齢化率が全国や大阪府の平均を上回り後期高齢化率も上昇
- ◆ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦の世帯は増加し、一般世帯に占める割合は全国や大阪府より高い
- ◆高齢化率は令和7（2025）年に29.6%、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には高齢化率は38.0%と急激に上昇する見込み
- ◆介護予防・健康づくりの推進、健康寿命のさらなる延伸
- ◆多様で複合的な地域の問題や課題の解決のため、地域と連携・協働した支援体制の整備
- ◆令和22（2040）年への備えに向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進

## 計画の基本的な考え方（P29～36）

### 基本理念、基本視点、めざすべき将来像（P29～32）

#### 基本理念

- 1 いきいきと健康で幸せに暮らせるまちづくり
- 2 安全・安心で快適なまちづくり
- 3 高齢者が活躍する活気あるまちづくり

#### 基本視点

- 1 介護予防・健康づくりの推進～健康寿命の延伸～
- 2 多様な主体による地域包括ケアシステムの深化・推進
- 3 認知症総合支援の推進

#### <めざすべき将来像>

### みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真

健康長寿や生涯現役、地域共生社会の実現につながる包括的支援体制の整備に向け、高齢者みんなが笑って活躍できるような安全・安心な地域社会づくりをめざしていきます。

行政と関係機関が連携し、行政と市民・地域・団体等がともに協働・共創し、高齢者を支える体制を充実していきます。




### 計画の体系（P36）

第9期計画の将来像である「みんなが笑って活躍できる安心のまち・門真」のまちづくりに向け、以下の7つの基本目標を設定し、計画を推進していきます。


基本目標	施策の方向
1 介護予防と日常的支援の推進	(1) 重度化防止に向けた介護予防の推進 (2) 生涯にわたる健康づくりの推進 (3) 各種生活支援サービスの充実 (4) 在宅医療の推進 (5) 地域での見守り等による支援
2 認知症施策と支え合いの推進	(1) 認知症にやさしい地域づくり (2) 認知症対策の充実 (3) 高齢者の権利擁護の推進
3 高齢者の尊厳の確保	(1) 高齢者の人権の尊重と虐待防止 (2) 高齢者の孤立防止
4 生きがいづくりと社会参加の促進	(1) 生涯学習・生涯スポーツの推進 (2) 社会活動の促進 (3) 就労支援の充実 (4) 世代間交流等の推進
5 住みやすい環境づくり	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 住宅対策の推進 (3) 安全・安心のまちづくりの推進 (4) 災害や感染症対策に係る体制整備
6 総合的な推進体制の充実	(1) 地域支援体制の充実 (2) 情報提供の充実
7 安定的な介護保険事業の実施	(1) 安心できる介護保険サービスの提供 (2) 介護給付適正化に向けた取組の推進 (3) 介護サービスの質の向上 (4) 介護人材の確保・業務効率化の取組の強化

## 基本目標と基本施策（P37～92）


### 基本目標1 介護予防と日常的支援の推進（P37～50）

<p><b>（1）重度化防止に向けた介護予防の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●一般介護予防の推進</li><li>●自立支援に向けたケアマネジメントの推進 など</li></ul>	<p><b>（3）各種生活支援サービスの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●生活支援体制の整備の推進</li><li>●地域包括支援センターの相談機能の充実 など</li></ul>
<p><b>（2）生涯にわたる健康づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●健康に関する正しい知識の普及・啓発</li><li>●健康づくりへの支援 など</li></ul> 	<p><b>（4）在宅医療の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●在宅医療・介護連携推進事業の推進 など</li></ul> <p><b>（5）地域での見守り等による支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●高齢者等の孤立死防止・見守り活動 など</li></ul>


### 基本目標2 認知症施策と支え合いの推進（P51～57）

<p><b>（1）認知症にやさしい地域づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●認知症サポーターの養成と活動支援</li><li>●協働による認知症にやさしい地域づくり など</li></ul> 	<p><b>（2）認知症対策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●認知症に関する正しい知識の普及・啓発 など</li></ul> <p><b>（3）高齢者の権利擁護の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●成年後見制度の利用促進 など</li></ul>
---	---

### 基本目標3 高齢者の尊厳の確保（P58～64）

<p><b>（1）高齢者の人権の尊重と虐待防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●高齢者の虐待防止</li><li>●人権啓発の推進 など</li></ul>	<p><b>（2）高齢者の孤立防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●閉じこもり予防と社会参加機会の提供</li><li>●高齢者の地域活動への参加促進</li></ul> 
---	--

### 基本目標4 生きがいづくりと社会参加の促進（P65～73）

<p><b>（1）生涯学習・生涯スポーツの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●社会教育施設における各種講座の充実</li><li>●スポーツ・レクリエーション活動の機会の創出 など</li></ul> <p><b>（2）社会活動の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●老人クラブ活動の促進</li><li>●地域におけるボランティア・NPO活動の促進 など</li></ul> <p>【社会福祉協議会事業】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●ボランティアセンター事業の推進</li></ul> 	<p><b>（3）就労支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●就労のための情報提供</li><li>●介護人材確保の実施 など</li></ul> <p><b>（4）世代間交流等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●老人福祉センター、高齢者ふれあいセンター、高齢者交流サロンでの交流の促進</li><li>●各種生涯学習講座やニュースポーツを活用した世代間交流の推進 など</li></ul>
---	---

## 基本目標5 住みやすい環境づくり (P74~81)

<p><b>(1) 福祉のまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路交通環境等の整備・改善</li> <li>● 市民に対する啓発の充実 など</li> </ul>	<p><b>(3) 安全・安心のまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費者被害の防止と対応 など</li> </ul>
<p><b>(2) 住宅対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公的住宅の整備</li> <li>● 有料老人ホーム等の立入検査 など</li> </ul>	<p><b>(4) 災害や感染症対策に係る体制整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災知識の普及と災害時シミュレーションの実施</li> <li>● 要配慮者の福祉避難所の確保 など</li> </ul>

## 基本目標6 総合的な推進体制の充実 (P82~88)

<p><b>(1) 地域支援体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ケア会議の推進</li> <li>● 地域支え合いの推進 など</li> </ul>	<p><b>(2) 情報提供の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者保健福祉施策の周知と利用意識の啓発 など</li> </ul>
---	---

## 基本目標7 安定的な介護保険事業の実施 (P89~94)

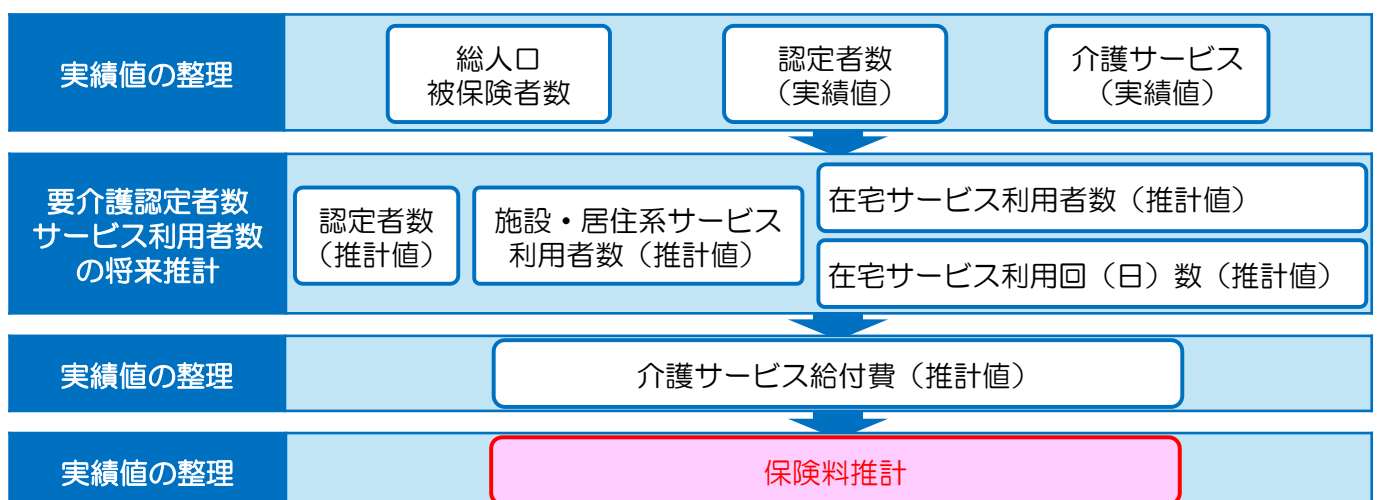
<p><b>(1) 安心できる介護保険サービスの提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 居宅サービスの充実 など</li> </ul>	<p><b>(3) 介護サービスの質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● サービス提供事業所への指導・助言 など</li> </ul>
<p><b>(2) 介護給付適正化に向けた取組の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定調査体制の充実 など</li> </ul>	<p><b>(4) 介護人材の確保・業務効率化の取組の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護人材の確保・定着支援 など</li> </ul>

## 介護保険事業計画における介護サービス量等の見込み (P95~109)

### 介護保険料基準額の推計手順 (P95)

被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費等の実績と令和6年度から8年度までの高齢者の人口動態等を勘案してサービス利用者数等の将来推計を行います。その後、介護保険料の算定にあたっての諸係数等を勘案しながら第1号被保険者の介護保険料基準額を算定します。

### 介護保険料基準額の推計





## 標準給付費見込額と地域支援事業費の推計（P100～105）

標準給付費見込額と地域支援事業費を第1号被保険者数の将来推計及び要支援・要介護認定者数の将来推計、各事業の利用状況をもとに第9期計画期間中にかかるそれぞれの費用を以下のように推計しました。

なお、令和6年度介護報酬改定の改定率（+1.59%）等を見込んだ推計値となっています。

### 標準給付費見込額

単位：千円

	第9期 合計	第9期			第14期
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
総給付費	39,510,564	12,719,813	13,177,939	13,612,812	13,484,575
特定入所者介護サービス費等給付額	654,407	214,630	218,476	221,301	205,256
高額介護サービス費等給付額	1,085,713	356,088	362,468	367,157	340,536
高額医療合算介護サービス費等給付額	138,681	45,484	46,299	46,898	43,498
算定対象審査支払手数料	34,094	11,198	11,374	11,522	10,856
標準給付費見込額(上記の合計)	41,423,459	13,347,213	13,816,557	14,259,689	14,084,721

### 地域支援事業費

単位：千円

	第9期 合計	第9期			第14期
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	710,455	228,827	236,905	244,723	229,962
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	539,583	178,240	179,843	181,500	170,550
包括的支援事業(社会保障充実分)	120,066	38,730	40,008	41,328	38,835
地域支援事業費(上記の合計)	1,370,104	445,796	456,756	467,551	439,347

## 第1号被保険者が負担する割合（P106）

保険給付及び地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の財源は、50%が公費負担、残りの50%が介護保険料により負担されます。第1号被保険者と第2号被保険者の介護保険料の負担割合は、全国規模での被保険者数の人数比率に基づき、3年ごとに定められます。第9期計画期間における第1号被保険者の負担割合は23.0%です。

### 介護保険事業の財源構成

		保険給付		地域支援事業		市町村 特別給付費等	
		居宅等	施設等	介護予防・日常生活 支援総合事業	包括的支援事業 ・任意事業		
公 費	国	公費	20.0%	15.0%	20.0%	38.50%	—
		財政調整交付金※	5.0%	5.0%	5.0%	—	—
	府	12.5%	17.5%	12.5%	19.25%	—	
	市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%	—	
保 険 料	第1号被保険者	23.0%		23.0%	23.00%	100.0%	
	第2号被保険者	27.0%		27.0%	—	—	

※ 上記の表は一般的な負担割合を用いています。

※ 財政調整交付金交付割合は各市町村により異なります。

## 第1号被保険者負担相当額（P109）

第9期計画期間における標準給付費見込額と地域支援事業費の合計に第1号被保険者の負担割合（23.0%）を乗じた金額が第1号被保険者負担相当額となり、3年間で約98億円と見込まれます。

### 第1号被保険者負担分相当額

単位：千円

	第9期	第9期			第14期
	合計	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
標準給付費見込額	41,423,459	13,347,213	13,816,557	14,259,689	14,084,721
地域支援事業費	1,370,104	445,796	456,756	467,551	439,347
標準給付見込額＋地域支援事業費	42,793,563	13,793,009	14,273,313	14,727,241	14,524,068
第1号被保険者負担分相当額(上記の23%)	9,842,519	3,172,392	3,282,862	3,387,265	3,340,536

## 保険料の算定の過程 (P111)

標準給付見込み額・地域支援事業費（令和6年度～令和8年度）： 42,793,562,941 円-①



第1号被保険者負担分相当額（①×第1号被保険者負担割合 23%）（令和6年度～令和8年度）：  
9,842,519,476 円

第1号被保険者負担分相当額：	9,842,519,476 円
十) 調整交付金相当額：	2,106,695,695 円
一) 調整交付金見込額：	2,519,314,000 円
十) 市町村特別給付費等：	0 円
一) 準備基金取崩額：	0 円
一) 財政安定化基金取崩による交付額：	0 円
一) 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額：	50,000,000 円
二) 保険料収納必要額：	9,379,901,171 円 …②



保険料収納必要額を予定保険料収納率で補正した値（②÷98.5%）： 9,522,742,306 円

÷)

所得段階別加入割合補正後被保険者数（令和6年度～令和8年度）： 90,703 人

三)

基準保険料額（年額）：	104,988 円
基準保険料額（月額）：	8,749 円

## 第9期介護保険料の保険料段階 (P112)

保険料段階	対象者	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方</li> <li>生活保護受給者</li> <li>世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額の合計額と前年の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）が80万円以下の方</li> </ul>	$\text{基準額} \times 0.285$ (軽減前) $\text{基準額} \times 0.455$	29,921 円 (軽減前) 47,769 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額の合計額と前年の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）が120万円以下の方	$\text{基準額} \times 0.485$ (軽減前) $\text{基準額} \times 0.685$	50,919 円 (軽減前) 71,916 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1、第2段階に該当しない方	$\text{基準額} \times 0.685$ (軽減前) $\text{基準額} \times 0.69$	71,916 円 (軽減前) 72,441 円
第4段階	被保険者本人が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額の合計額と前年の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）が80万円以下の方で、第1、第2、第3段階に該当しない方	$\text{基準額} \times 0.9$	94,489 円
第5段階	被保険者本人が市民税非課税で、第1、第2、第3、第4段階に該当しない方	$\text{基準額} \times 1.0$	104,988 円
第6段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.2$	125,985 円
第7段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.3$	136,484 円
第8段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.5$	157,482 円
第9段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.7$	178,479 円
第10段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が410万円以上500万円未満の方	$\text{基準額} \times 1.9$	199,477 円
第11段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上590万円未満の方	$\text{基準額} \times 2.1$	220,474 円
第12段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が590万円以上680万円未満の方	$\text{基準額} \times 2.3$	241,472 円
第13段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が680万円以上730万円未満の方	$\text{基準額} \times 2.4$	251,971 円
第14段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が730万円以上780万円未満の方	$\text{基準額} \times 2.5$	262,470 円
第15段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が780万円以上830万円未満の方	$\text{基準額} \times 2.6$	272,968 円
第16段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が830万円以上900万円未満の方	$\text{基準額} \times 2.7$	283,467 円
第17段階	被保険者本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上の方	$\text{基準額} \times 2.8$	293,966 円